

熱中症特別警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート 発令時における対応(R6.6.3～)

1 熱中症特別警戒アラートが発令された場合は運動を原則中止にする。

2 熱中症警戒アラートが発令された場合は、以下のとおりとする。

(1) 通常時

		熱中症警戒アラートの発令	
		あり	なし
暑さ 指数	31以上	運動は原則中止	運動は原則中止
	31未満	適切な対応のもと実施可	適切な対応のもと実施可

＊活動場所において、暑さ指数(WBGT)が31以上の場合は運動を原則中止にする。

＊運動とは、運動部活動、体育授業、運動会・体育会の練習、休み時間の運動遊び等を指す。

(2) 大会・行事(練習や準備)

		熱中症警戒アラートの発令	
		あり	なし
暑さ 指数	31以上	運動は原則中止	運動は原則中止
	31未満	適切な対応のもと実施可	適切な対応のもと実施可

＊大会参加の場合は、大会前1週間の期間が該当

(3) 大会・行事(当日の対応)

		熱中症警戒アラートの発令	
		あり	なし
暑さ 指数	31以上	主催者の判断のもと実施可	主催者の判断のもと実施可
	31未満	適切な対応のもと実施可	適切な対応のもと実施可